

請　願

平成27年9月須賀川市議会定例会

請願番号	受理年月日	請　願　名	請　願　者	紹介議員	資料ページ
請願第5号	H27. 9. 24	'地方財政の充実・強化を求める意見書'の提出を求める請願書	須賀川市	大河内和彦	1~4
			自治労須賀川市職員労働組合 執行委員長 上田孝夫		
請願第6号	H27. 9. 24	'所得税法第56条の廃止'を求める意見書提出について	須賀川市	横田洋子	1~2
			須賀川民主商工会 会長 円谷寅三郎		
請願第7号	H27. 9. 24	米価暴落対策の意見書を求める請願	岩瀬郡鏡石町	丸本由美子	1~2
			須賀川農民連 会長 丹治実		
請願第8号	H27. 9. 24	TPP交渉に関する請願	岩瀬郡鏡石町	丸本由美子	1~2
			須賀川農民連 会長 丹治実		

請願書

2015年9月24日

須賀川市議会議長
広瀬 吉彦 様

〒962-

須賀川市
自治労須賀川市職員労働組合
執行委員長 上田孝夫



紹介議員 大河内和彦

「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書

住民生活に直結した地方自治体が担う役割は年々拡大しており、それらを遂行するには、地域の財政需要に見合う地方交付税及び一般財源の確保は不可欠です。

特に、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持、さらには人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

本来必要な公共サービスを提供するため、財政面でサポートするのが財政の役割です。そのため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の充実・強化を政府に求めるものです。



地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を検討すること。
4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保を

はじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2015年 月 日
須賀川市議会

<提出先>

安倍 晋三
内閣総理大臣 100-8914 千代田区永田町 1-6-1 内閣府

菅 義偉
内閣官房長官 100-8968 千代田区永田町 1-6-1 内閣官房

高市 早苗
総務大臣 100-8926 千代田区霞が関 2-1-2 総務省内

麻生 太郎
財務大臣 100-8940 千代田区霞が関 3-1-1 財務省内

甘利 明
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）
100-8914 千代田区永田町 1-6-1 内閣府内

宮沢 洋一
経済産業大臣 100-8901 千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省内

石破 茂
地方創生担当大臣
100-8968 千代田区永田町 1-6-1 内閣官房

請願書

2015年9月24日

須賀川市議会議長
廣瀬吉彦 様

請願者 須賀川民主商工会
会長 円谷 寅三郎
須賀川市 [REDACTED]
電話 [REDACTED] FAX [REDACTED]
紹介議員 横田 洋子 (横田)

「所得税法第 56 条の廃止」を求める意見書提出について

【請願趣旨】

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第 56 条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第 57 条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。2014 年 1 月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第 57 条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第 56 条は廃止すべきと、全国でおよそ 400 自治体が国に意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員会からも「所得税法第 56 条は女性に不利益を与えるのではないか」と異議が出されました。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は 56 条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだに実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止すべきです。この立場から請願します。

【請願項目】

所得税法第 56 条を廃止するよう国へ求める意見書を提出してください。



「所得税法第 56 条の廃止」を求める意見書（案）

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第 56 条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第 57 条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。2014 年 1 月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第 57 条による差別は認められません。

家族の人権を認めないと所得税法第 56 条は廃止すべきと、全国でおよそ 400 自治体が国に意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員会からも「所得税法第 56 条は女性に不利益を与えるのではないか」と異議が出されました。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は 56 条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだに実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止すべきです。この立場から下記の事項について地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

1、 所得税法第 56 条を廃止すること

平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三様
財務大臣 麻生 太郎様

須賀川市議会議長

米価暴落対策の意見書を求める請願

2015年 9月 24日

広瀬吉彦 議会議長殿

請願団体 須賀川農民連
代表者 丹治 実
住所 岩瀬郡鏡石町 [REDACTED]



紹介議員

丸本由美子



[請願趣旨]

5月まで下がり続けた26年産米の相対価格は、6月度は若干上がったものの、農家手取りは8000円代の水準で、労賃はもとより、物貯費さえ確保できない価格です。その原因は6月末の民間在庫が230万トンと昨年よりも10万トンも多いなど、過剰基調にあることは明らかです。

そして、2015年産の早場米のJA概算金は昨年より300円から1200円の値上げにとどまっています。こんな価格ではどんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしづ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営を直撃し、規模拡大どころか借地の返却と離農が同時に進むことになります。しかも、政府が米直接支払交付金を半減し、「米価変動補てん交付金」を廃止したために、稻作農家に二重、三重に経営困難をもたらしています。

そして、重大なのは現状のまま推移すれば、昨秋の二の舞になりかねない状況にあることです。政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資やコスト削減への助成などを打ち出しましたが、需給については「市場任せ」を公言し、米価暴落の抜本対策を打ち出さずにいます。さらに政府の2018年産米からの生産調整廃止方針により、需給と価格をいっそう不安定なものになります。

こうした状況の中で、国内では主食用米から40万トンもエサ米に転換し、需給の安定に努力しています。にもかかわらず、TPP交渉において、米国産米・豪州産米の特別輸入枠が合意されているとの報道もあり、事実とすれば米価暴落による将来不安を抱える国内生産者を愚弄するものと言わざるを得ません。

いまこそ、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、政府が需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められています。

については、下記の事項の実現を求める意見書を政府・関係機関に提出することを求めます。

[請願事項]

- 1、価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離など、明確な出口対策を実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復をはかること。
- 2、米直接支払交付金の半減措置と米価変動補てん交付金の廃止の撤回、生産意欲の持てる飼料用米等への助成水準の引き上げなど、農家の経営安定対策をとること。
- 3、2018年産米からの生産調整廃止方針を撤回すること。
- 4、TPP交渉における米国産米・豪州産米の輸入特別枠の合意をただちに撤回すること。



政府による米価対策を求める意見書

5月まで下がり続けた26年産米の相対価格は、6月度は若干上がったものの、農家手取りは8000円代の水準で、労賃はもとより、物貿費さえ確保できない価格です。その原因は6月末の民間在庫が230万トンと昨年よりも10万トンも多いなど、過剰基調にあることは明らかです。

そして、2015年産の早場米のJA概算金は昨年より300円から1200円の値上げにとどまっています。こんな価格ではどんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営を直撃し、規模拡大どころか借地の返却と離農が同時に進むことになりかねません。しかも、政府が米直接支払交付金を半減し、「米価変動補てん交付金」を廃止したために、稻作農家に二重、三重に経営困難をもたらしています。

そして、重大なのは現状のまま推移すれば、昨秋の二の舞になりかねない状況にあることです。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資やコスト削減への助成などを打ち出しましたが、需給については「市場任せ」を公言し、米価暴落の抜本対策を打ち出さずにいます。さらに政府の2018年産米からの生産調整廃止方針により、需給と価格をいっそう不安定なものになろうとしています。

こうした状況の中で、国内では主食用米から40万トンもエサ米に転換し、需給の安定に努力しています。にもかかわらず、TPP交渉において、米国産米・豪州産米の特別輸入枠が合意されているとの報道もあり、事実とすれば米価暴落による将来不安を抱える国内生産者を愚弄するものと言わざるを得ません。

いまこそ、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、政府が需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められています。

いまこそ、政府が過剰米の市場隔離を官民あげて実施し、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立するとともに、米直接支払交付金の半減措置と米価変動補てん交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策を図ること、また2018年産米からの生産調整廃止方針の撤回、TPP交渉の日米協議における米国産米の輸入特別枠の合意をただちに撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

県 市議会

議院議長

殿

TPP交渉に関する請願

2015年9月24日

議会議長
廣瀬吉彦

殿

請願団体 須賀川農民連
代表者 丹治 実
住所 岩瀬郡鏡石町



紹介議員

丸本由美子

〔請願趣旨〕

7月28日からハワイで開催されたTPP閣僚会合は、大枠合意に至らずに閉幕しました。米日両政府は、TPP全体の妥結を狙っており、今後の交渉の行方は不透明です。

一方で日米2国間協議は大きく進展し、米国産米・豪州産米合わせての8万トンの「特別輸入枠」の設定をはじめ、牛肉の関税を15年かけて38.5%から9%まで引き下げ、豚肉の関税1%あたり最大482円から10年後に50円前後まで引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の輸入拡大につながる措置を検討など農産品重要5品目すべてで、日本側の譲歩が報道されています。

いずれも米や牛・豚肉などを重要品目として「除外又は再協議」を求めた国会決議に違反していることは明白であり、重大な譲歩提案を公表し、ただちに撤回すべきです。

一方で、米国議会に出されたTPA法案は、従来のTPA法案と違って、交渉が妥結しても事実上議会が修正を求める権限が盛り込まれており、仮に交渉が合意しても再譲歩がせまられる可能性があります。さらに交渉参加国にとって受け入れがたい「為替条項」も含まれています。

国会決議から逸脱した重要品目の大幅譲歩が明らかになった以上、TPP交渉からの撤退を決断するしかありません。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

〔請願項目〕

- 1、日米2国間協議での合意内容を公表し、国会決議に違反する合意は撤回すること
- 2、TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は、交渉から撤退すること。



ＴＰＰ交渉に関する意見書

7月28日からハワイで開催されたＴＰＰ閣僚会合は、大枠合意に至らずに閉幕しました。米日両政府は、ＴＰＰ全体の妥結を狙っており、今後の交渉の行方は不透明です。

一方で日米2国間協議は大きく進展し、米国産米・豪州産米合わせての8万トンの「特別輸入枠」の設定をはじめ、牛肉の関税を15年掛けて38.5%から9%まで引き下げ、豚肉の関税1%あたり最大482円から10年後に50円前後まで引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の輸入拡大につながる措置を検討など農産品重要5品目すべてで、日本側の譲歩が報道されています。

いざれも米や牛・豚肉などを重要品目として「除外又は再協議」を求める国会決議に違反していることは明白であり、重大な譲歩提案を公表し、ただちに撤回すべきです。

一方で、米国議会に出されたＴＰＡ法案は、従来のＴＰＡ法案と違って、交渉が妥結しても事実上議会が修正を求める権限が盛り込まれており、仮に交渉が合意しても再譲歩がせまられる可能性があります。さらに交渉参加国にとって受け入れがたい「為替条項」も含まれています。

国会決議から逸脱した重要品目の大幅譲歩が明らかになった以上、ＴＰＰ交渉からの撤退を決断するしかありません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

県

市議会

議院議長

殿